

道路法第37条の指定について

平成29年1月19日

静岡県 交通基盤部 道路局 道路企画課

しずおか×みち 技

緊急輸送路について

- 災害発生時の緊急輸送活動を実施するために必要な道路として、地域防災計画に定めた道路
円滑かつ確実な緊急輸送と拠点・施設間の連携強化を目的に選定・構築された道路ネットワーク

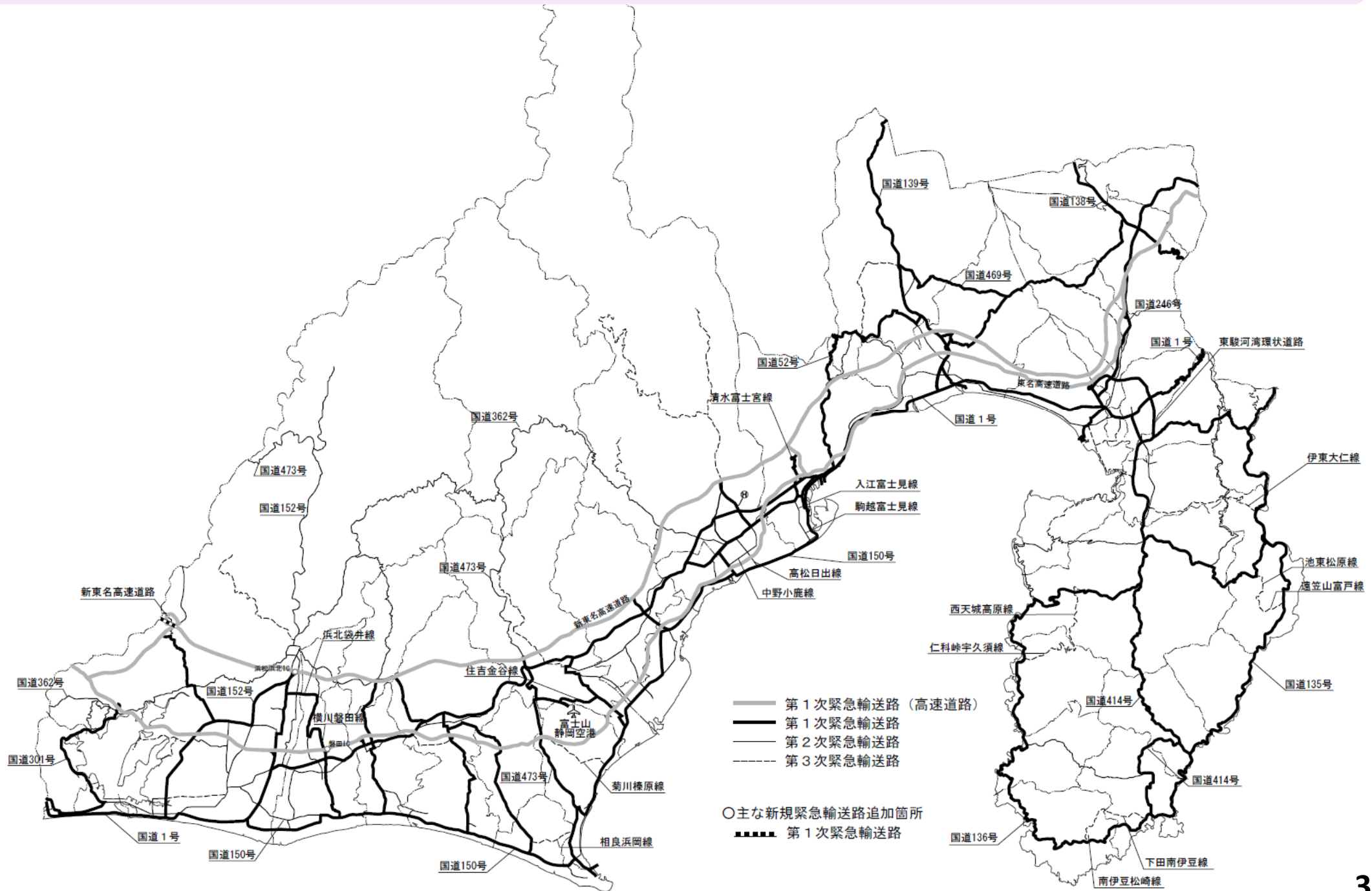
機能及び定義		第1次緊急輸送路	第2次緊急輸送路	第3次緊急輸送路	合計	
		高規格幹線道路、一般国道等広域的な重要路線及びアクセス道路で輸送の骨格をなす道路 ^{※1}	第1次緊急輸送路と重要な指定拠点 ^{※2} とを連絡する道路及びその他の重要な道路	第1次又は第2次緊急輸送路と指定拠点とを連絡する道路及びその他の道路		
指定延長 (km)	高速自動車国道	354.1	—	—	354.1	
	一般国道:指定区間内	323.3	16.3	—	339.6	
	一般国道: 指定区間外	県管理	395.3	88.2	17.4	500.9
		政令市管理	50.3	212.0	—	262.3
	主要地方道	県管理	168.3	159.3	66.2	393.8
		政令市管理	44.1	26.5	90.5	161.1
	一般県道	県管理	33.8	97.6	84.3	215.7
		政令市管理	5.4	33.6	25.3	64.3
	その他 (市道、臨港道路等)	23.7	54.0	2.0	79.7	
	合計	1,398.3	687.5	285.7	2,371.5	

※1 東名ICと新東名ICとを結ぶ道路や、東名・新東名IC、空港や防災拠点港湾と重要路線とを結ぶ道路

※2 平成8年当時の市町村役場、政令市区役所等

**うち県管理道路
: 1,110.4km**

緊急輸送路ネットワーク図 (H28. 6. 15時点)



H25. 6道路法改正概要（第37条関連）

- 首都直下地震や南海トラフの巨大地震等、様々な災害に備えた「命の道」の確保の必要性



- ◎ 地震時等に電柱等の占用物件の倒壊等により緊急車両等の通行を妨げることがないように、**緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路において、占用を禁止・制限することを可能とする措置**



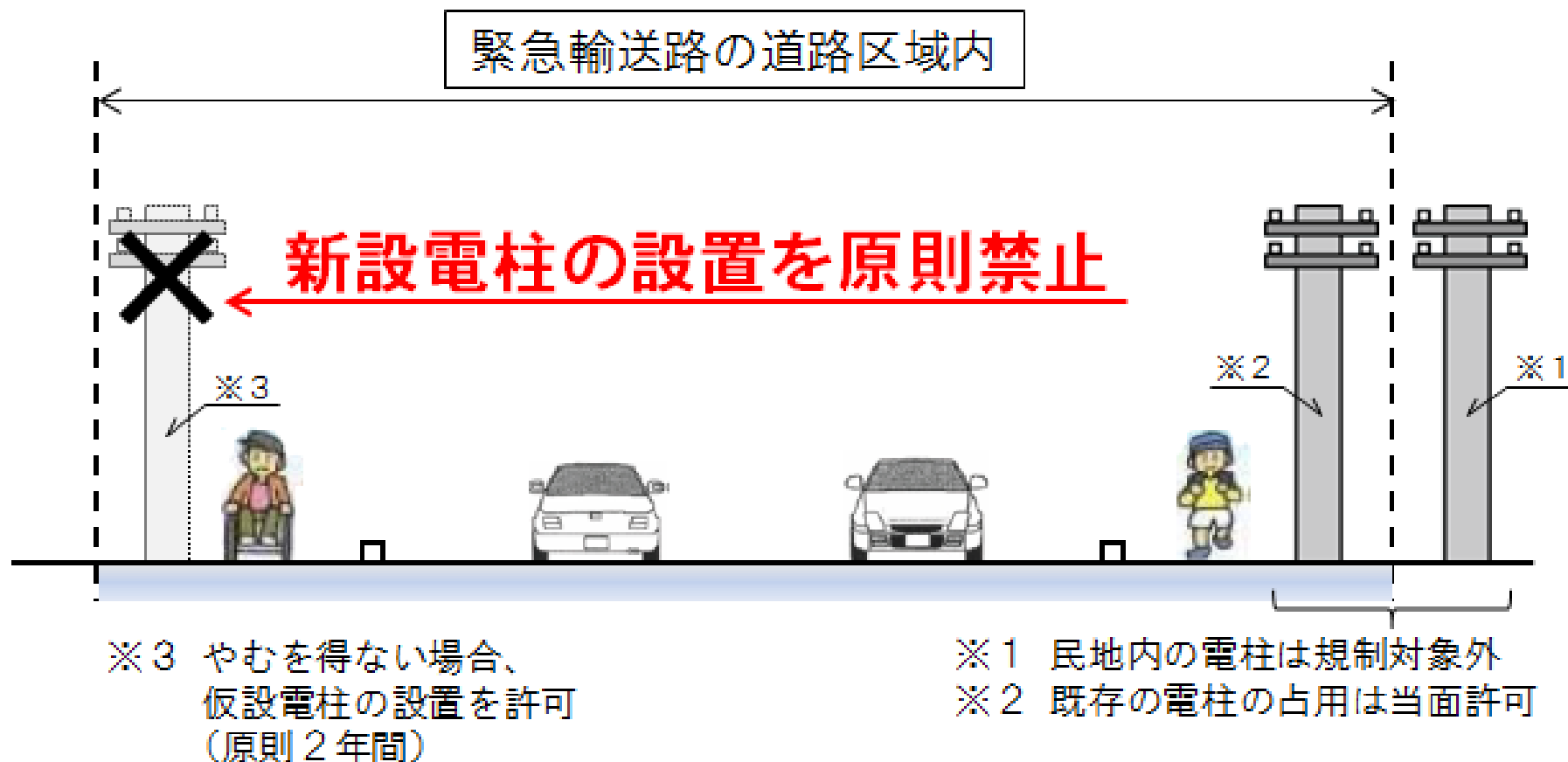
(道路の占用の禁止又は制限区域等)

第三十七条 道路管理者は、交通が著しくふくそうする道路若しくは幅員が著しく狭い道路について車両の能率的な運行を図るため、**又は災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため**に特に必要があると認める場合においては、第三十三条、第三十五条及び前条第二項の規定にかかわらず、区域を指定して道路の占用を禁止し、又は制限することができる。

※赤字部分が法改正により追加

直轄道路における運用（H28. 4～）

- 緊急輸送路について、道路上における電柱による占用を禁止（※高規格幹線道路を除く）
- 指定にあたっては、当該地域を管轄する警察署長に協議（※法定）
- 指定にあたっては、関係地方公共団体の防災担当部局、電線管理者、防災に知見を有する有識者等の意見を聴取



本県の方針

◎ **全国の自治体に先駆け、県が管理する緊急輸送路全線に指定する予定**

○ 運用は、基本的に直轄道路と同様（⇒電柱の新設禁止）

《指定による効果》

- ・ 緊急輸送路上の電柱の増加を抑制し、現状からの悪化を防止
- ・ 防災や景観に関する電線管理者を始めとした関係者の意識向上

⇒※県内全域での効果発現に向け、市町管理の緊急輸送路も同様の指定がなされるよう、
関係市町との調整も実施

《今後の予定》

H29. 1 電線管理者等の関係者との調整、指定図書作成等

H29. 2～ 法定手続

H29. 3 区域の公示、占用制限の開始